

# 国民年金 のあらまし

日本国内に住む20歳以上60歳未満の全ての方が加入し、保険料を納めることにより、現在の高齢者や障がい者、将来の自分の生活を支えるものです。詳しくは「国民年金だより」をご覧ください。お気軽にご相談ください。



## 2 国民年金は老後のためだけのものではありません

国民年金には、老齢基礎年金のほかに、次のような制度もあります。

- **障害基礎年金**  
病気やけがで障がいを負い、65歳までにその程度が法で定める状態になったときに受けられます。
- **遺族基礎年金**  
国民年金加入中の方や老齢基礎年金の受給資格期間を満たした方が死亡したとき、その方と生計を同じくされていた遺族（「子のある配偶者」や「子」）が受けられます。  
※子=18歳到達後の最初の3月31日になるまでの子、障がい状態にある20歳未満の子
- **寡婦年金**  
国民年金納付期間が10年以上（免除期間含む）ある夫が何の年金も受けずに亡くなったとき、婚姻期間が10年以上ある妻が60歳～65歳になるまで受けられます。
- **死亡一時金**  
保険料を3年以上納めた方が、何の年金も受けずに亡くなったとき、生計を同じくされていた遺族が受けられます。

## 3 免除・猶予制度、学生納付特例制度があります

国民年金保険料の納付が困難な方は、免除・猶予制度、学生納付特例制度があります。免除・猶予、学生納付特例などを受けていた期間は、10年前の分まで遡って保険料を納めることができます。

## 4 国民年金保険料の控除証明書が、日本年金機構から郵送されます

9月までの納付分は11月上旬、10月以降の納付分は平成31年2月上旬に送付されます。全額が確定申告や年末調整の社会保険料控除の対象で、申告には控除証明書の添付が必要です。大切に保管してください。

## 1 国民年金加入者の種別

日本国内に住む20歳以上60歳未満の全ての方が、第1号～第3号保険者のいずれかに該当します。被保険者の種別が変わったときは、届け出が必要です。



☎ 123 国保年金課国民年金係 ☎5744-1214 FAX5744-1516 4 日本年金機構 大田年金事務所 ☎3733-4141

**ご相談ください** 生活の悩みで困っていませんか? 専門家に無料で相談できますので、ぜひご利用ください。

お気軽にご相談ください **区民相談室** ※祝日・休日を除く 申込方法の記載のないものは直接会場へ  
問広聴広報課広聴担当 ☎5744-1135 FAX5744-1504

**法律 (予約制)** ●相談員: 弁護士  
借地、借家、相続、離婚、金銭問題などの日常生活に関すること  
☎月・水・金曜、午後1時30分から(全5回、相談時間各25分) ☎区民相談室 ☎電話で予約 ☎5744-1135

**不動産取引** ●相談員: 宅地建物取引士  
不動産の取り引き一般に関すること  
☎第1・3木曜、午後1時～3時(受付) ☎区民相談室

**登記** ●相談員: 司法書士  
不動産、会社などの登記や申請に関すること  
☎第3火曜、午後1時～3時(受付) ☎区民相談室

**公証** ●相談員: 公証人  
遺言、相続、金銭貸借などの証書作成、文書の認証、確定日付に関すること  
☎第1火曜、午後1時～3時(受付) ☎区民相談室

**人権、身の上** ●相談員: 人権擁護委員  
人権侵害や、家庭内・近隣との悩みごとなど  
☎第2・4火曜、午後1時～3時(受付) ☎区民相談室 ☎人権・男女平等推進課 ☎5744-1148 FAX5744-1556

**税務 (予約制)** ●相談員: 税理士  
所得税、相続税などの税金相談(確定申告の相談は除く)  
☎第2木曜、午後1時から(全6回、相談時間各30分) ☎区民相談室  
☎電話で予約(2か月前の1日、土・日・祝日のときは翌日から受付) ☎5744-1135

**社会保険労務** ●相談員: 社会保険労務士  
健康保険、厚生年金保険、労災保険、雇用保険など  
☎第1・3火曜、午後1時～3時30分 ☎区民相談室

**行政** ●相談員: 行政相談委員  
国、都、区など役所の仕事についての要望、苦情など  
①☎第1・3火曜、午後1時～3時(受付) ☎区役所本庁舎1階  
②☎第2水曜、午後1時30分～4時 ☎大森駅ビル・アトレ大森

**行政手続** ●相談員: 行政書士  
戸籍、相続、外国人在留、官公庁への許認可などの手続き  
☎第4木曜(祝日のときは翌日、12月は第3木曜)、午後1時～4時 ☎区役所本庁舎1階

**土地・建物** ●相談員: 土地家屋調査士  
境界線問題や不動産の表示登記に関することなど  
☎第1水曜、午後1時～4時 ☎区役所本庁舎1階

**健康 (予約制)** ●相談員: 産業医の資格を持つ医師、産業保健師  
家族や自分の健康に関すること ①一般 ②メンタルヘルス  
☎①木曜(8月は未実施日有り)②月1回木曜、午後1時～2時30分(受付)  
☎区民相談室 ☎大田地域産業保健センターへ電話予約 ☎3772-2402

## その他の相談

※詳細は各問合先へ

**更生保護相談**  
更生保護、いじめ、非行問題など  
☎金曜、午前10時～午後3時  
☎区役所本庁舎2階 ☎当日会場へ  
●相談日の専用電話(☎5744-1589)も有り  
☎総務課総務係  
☎5744-1142 FAX5744-1505

**おたこども相談室**  
更生保護、いじめ、非行問題など  
☎月・水・金曜、午後1時～4時  
☎更生保護サポートセンター(蒲田2-10-1北蒲広場内)  
☎電話相談が当日会場へ  
☎大田区保護司会  
(更生保護サポートセンター)  
相談専用電話 ☎3739-1734

**女性のためのたんぼ相談**  
●こころの悩み(夫婦や親子の問題、人間関係、自分自身の生き方など)

●働く女性の悩み(就職、転職、適職相談、セクシュアル・ハラスメント、差別など)  
☎区内在住・在勤・在学の女性  
☎月・金曜、午前10時～午後1時  
火・木曜、午後1時～4時  
水曜、午後6時～9時  
土曜、午後1時～7時  
※受付は終了時間の30分前まで。  
☎相談日に専用電話(☎3766-6581)か来所(電話で予約。保育有り)  
☎☎エセナおたこ  
☎3766-4586 FAX5764-0604

**一級建築士による無料建築相談**  
建築、増築、耐震診断、耐震改修など  
☎区内在住・在勤・在学の方  
☎第1・3水曜(9月は要問合せ)、午前10時～正午、午後1時～4時  
☎区役所本庁舎1階  
☎問合先へ電話予約  
☎建築調整課建築相談担当  
☎5744-1383 FAX5744-1558

福祉サービスに苦情や不満があるときには **福祉オンブズマンにご相談ください**  
問広聴広報課福祉オンブズマン担当  
☎5744-1130 FAX5744-1553

福祉サービス利用者の権利を守るために区長から委嘱され、利用者からの苦情の申し立てを受け付けています。公正な立場で調査を行い、必要に応じて区に対して是正の勧告や意見表明をします。  
☎火曜、午前9時～正午  
☎区役所本庁舎2階福祉オンブズマン室  
※予約いただくと待たずに相談できます。上記以外の日は担当職員が相談をお受けし、オンブズマンに引き継ぎます。

**福祉オンブズマン**  
おくだ だいすけ **奥田 大介** (弁護士)  
おもかわ のりこ **面川 典子** (弁護士)  
きのした たけのり **木下 武徳** (大学教授)  
わけ やすた **和気 康太** (大学教授)